

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月から石綿(アスベスト)飛散防止策が強化されました。

規制対象の拡大

規制の対象に、新たに「**石綿含有成形板等(レベル3建材)**」が追加されました。レベル3建材の除去については**作業実施届出は不要**ですが、**作業基準を遵守する必要があります。**

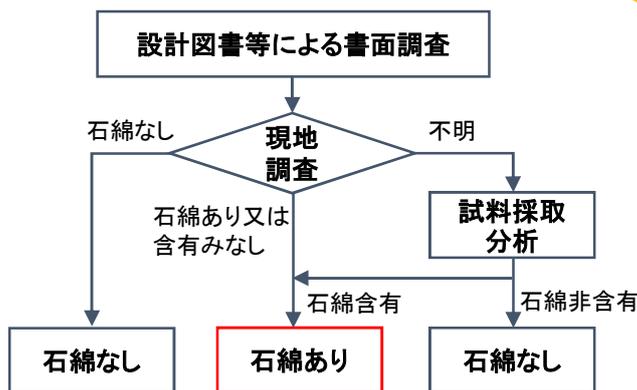


- 切断や破砕等をせず、**手ばらし等で原形のまま取り外してください。**
 - 手ばらし等が技術上著しく困難なときに限り、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- なお、けい酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。

事前調査の実施

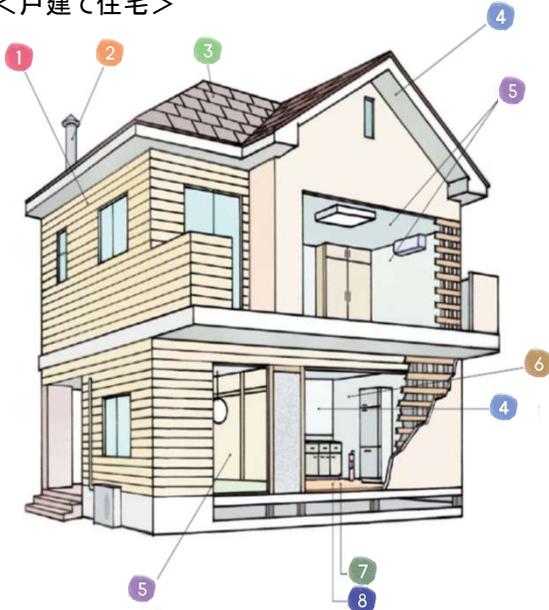
建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、**石綿含有建材の使用の有無を調査**する必要があります。また、**事前調査の方法が法定化**されました。(右図の手順参照)

※令和4年4月からは、事前調査結果を北九州市へ報告する必要があります。また、令和5年10月からは、事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者が実施する必要があります。



石綿含有建材の使用箇所例

<戸建て住宅>



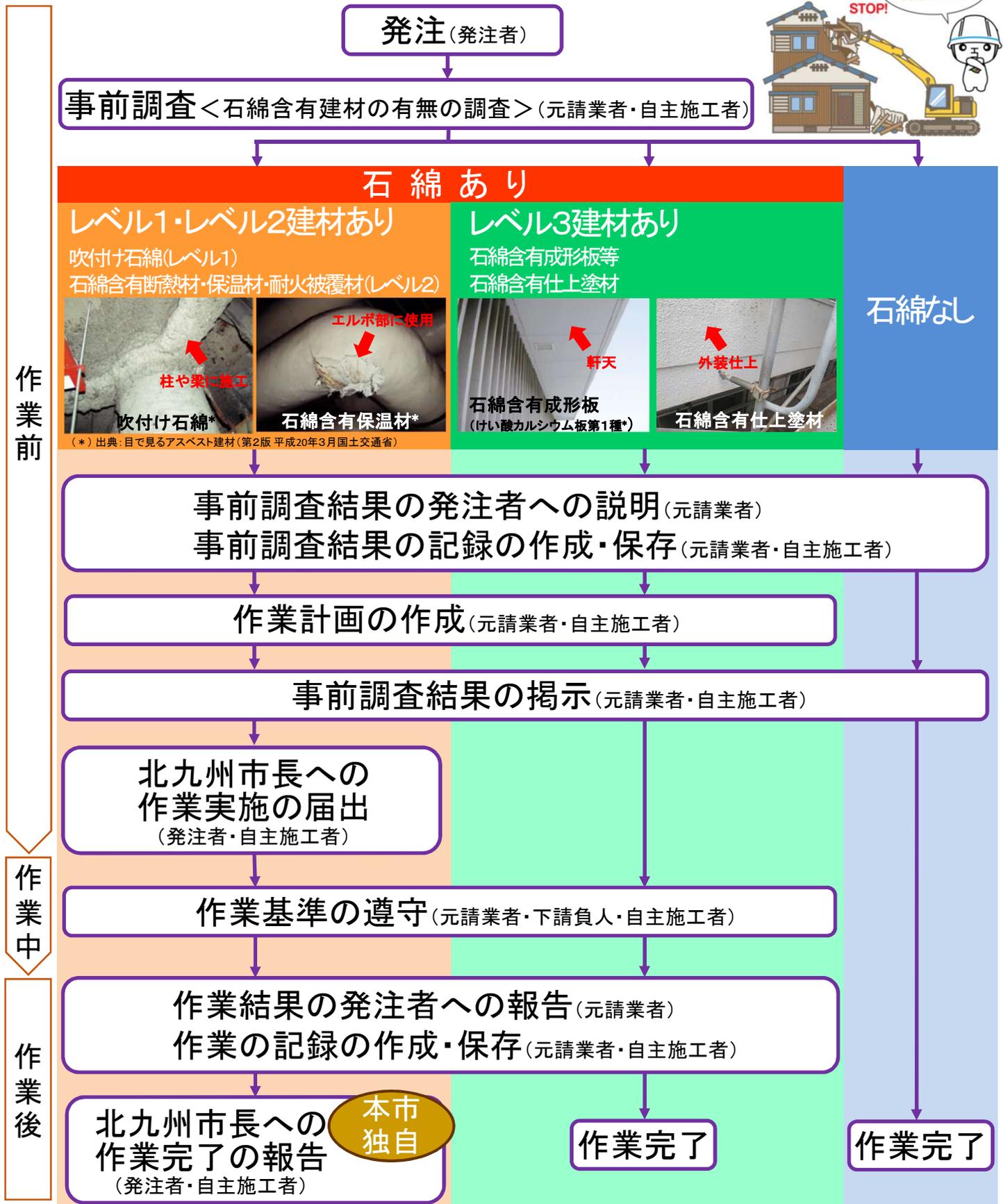
- 1 石綿含有窯業系サイディング
石綿含有建材複合金属系サイディング
- 2 石綿セメント円筒
- 3 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
石綿含有ルーフィング
- 4 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 5 石綿含有せっこうボード
- 6 石綿含有壁紙
- 7 石綿含有ビニル床タイル
- 8 石綿含有ビニル床シート



1 石綿含有窯業系サイディング 7 石綿含有ビニル床タイル

出典: 目で見えるアスベスト建材(第2版 平成20年3月国土交通省)

解体・改造・補修工事の流れ



●詳細は以下のホームページをご覧ください。
 < 環境省 > 改正大気汚染防止法について https://www.env.go.jp/air/post_48.html
 < 北九州市 > 大気汚染防止法の一部改正について(アスベスト関係)【令和3年4月1日より順次施行】
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600397.html> くわしくは [北九州市 アスベスト](#) 検索

【問合せ先】北九州市 環境局 環境監視課(大気騒音第一・第二係)
 TEL 093-582-2290 (北九州市小倉北区内1-1北九州市役所本庁舎10階)